



人間文化研究機構地域研究推進事業
「現代インド地域研究」

RINDAS

The Center for the Study of Contemporary India, Ryukoku University

龍谷大学現代インド研究センター

RINDAS 伝統思想シリーズ 6

イギリス統治下における ヒンドゥー法整備と問題の所在

—近古ヒンドゥー法典に見られる法解釈の基本姿勢—

渡瀬 信之

龍谷大学人間・科学・宗教総合研究センター・現代インド研究センター The Center for the Study of Contemporary India, Ryukoku University



研究テーマ：「現代政治に生きるインド思想の伝統」 The Living Tradition of Indian Philosophy in Contemporary India

現代インドのイメージは、かつての「停滞と貧困のインド」、「悠久のインド」から、「発展するインド」へと様変わりした。激変する経済状況を支えたのは、相対的に安定したインドの「民主主義」政治である。興味深いことに、現代政治・経済を支える人々の行動規範や道徳観の根底には、「民主主義」などと並んで、サティヤ（真実／真理）、ダルマ（道徳性／義務）、アヒンサー（非暴力）など、長い歴史に培われてきたインドの思想やその世界観が横たわっている。

本プロジェクトでは、龍谷大学が創立以来370年に渡って蓄積してきた仏教を中心としたインド思想研究に関する知識と史資料を活かし、近年本学において活発化している現代インド研究を結合させる。「現代政治に生きるインド思想の伝統」というテーマにもとづき、下記のように二つの研究ユニットを設けて現代インド地域研究を推進し、プロジェクト活動を通じて、次世代を担う若手研究者の育成を図っていく。

研究ユニット1「現代インドの政治経済と思想」

研究ユニット2「現代インドの社会運動における越境」

RINDAS 伝統思想シリーズ 6

イギリス統治下におけるヒンドゥー法整備と問題の所在

——近古ヒンドゥー法典に見られる法解釈の基本姿勢——

渡 瀬 信 之

イギリス統治下におけるヒンドゥー法整備と問題の所在

——近古ヒンドゥー法典に見られる法解釈の基本姿勢——

渡 瀬 信 之

イギリス統治下におけるインドの司法制度の整備は1726年 Royal Charter による Bombay, Calcutta, Madras の3つの Presidency Town における Mayor's Court の設立、そして1772年の Warren Hastings Plan による Presidency Town 以外の東インド会社支配地域すなわち Mufussil の司法整備をもって進められた。しかし Mayor's Court は英国王の権威のもとにヒンドゥー、ムスリム双方に対して英国法が適用されたことから行き詰まり、1780年には英国法の適用が廃止され、1798年にはこの法廷自体が廃止されることとなった。これによって実質上、司法は Warren Hastings Plan が主導することになる。

この Hastings Plan によって始動したヒンドゥー社会を対象とする法は通常 Anglo-Hindu Law と呼ばれるが、この法にもとづく司法もまた未解決の問題を抱え続け、結局、1864年に廃止されることとなる。この Plan が抱え続けた問題の原因はこれまで法廷での裁判を補佐したダルマシャストラに精通するパンディットたちの一定しない意見の具申あるいは腐敗に帰せられることが多かった¹。それは一つの原因であったにしてもなお、もっと本質的な問題をこの Plan 自体が抱えていたことを本稿において示すことにしたい。

1. イギリス統治下におけるヒンドゥー法 (Anglo-Hindu Law) 整備の経緯

1) Warren Hastings Plan の概要

上述のように、この Plan は、Presidency Town 以外の東インド会社支配下におかれた地域 Mufussil の司法制度の整備を目的として提言されたものである。ここにおける司法は、東インド会社から派遣されるイギリス人官吏と彼らを補佐するインド固有の法の専門家の手によって行われることを基本とした。この制度は Adalat 制度と呼ばれるが、その概要は次のとおりである²。

- ① Mufussil の法廷 (Sadr Diwani Adalat) においては、相続、婚姻、カースト及びその他の宗教慣習、制度に関わる一切の紛争 (いわゆる listed topics) は、ヒンドゥー教徒についてはダルマシャストラを、イスラム教徒についてはコーランに基づいて解決されるものとする
- ②そしてこれを円滑に進めるために、前代に引き続き、イギリス人判事の下にその補佐役として、ダルマシャストラに精通する "Pandit"、コーランに精通する "Kazi" が任命された。
- ③紛争の裁定にあたっては、ヒンドゥーのケースを例に挙げれば、イギリス人判事が補佐役の Pandit に対して紛争の主要点に係る質問を発し、Pandit はダルマシャストラに基づく意見 (vyavasthā) を答申し、それを考慮して裁定が下される。

一方、Plan の外に置かれた主題いわゆる non-listed topics については指示されなかった。これらの主題について指示が与えられたのは、Sir Elijah Impay によってである。彼は Regulation を通じて、Sadr Diwani Adalat の判事は「正義、公平および良心」(justice, equity and good conscience) に基づいて行

動すべきことを規定した³。

この決定は判事に大きな自由裁量を与えるものだが、決してイギリス法の導入またはヒンドゥー、イスラムの固有法の排除を図ったものではない。実際上は、listed topics と同じスタイルがとられ、伝統的な土着の固有法が適用される場合が少なくなかった⁴。

さて、Warren Hastings の Plan の実施に際して採用された基本原則は次の三点セットであった。

- ①すべての Mufussil において、「同一手続き・成文法による同一判決の原則」というイギリス司法制度の原理原則を貫くこと
- ②このためには、インド社会に共通の権威ある固有の法典（実定法）を設定すること
- ③法判断における vyavasthā 方式すなわちイギリス人司法官は主要点に関してパンディットに質問を出しパンディットが提示する意見（vyavasthā）に従って裁定を下す方式の採用

この三項目のうち、イギリス司法の観点からはとりわけ①と②は不可分のセットであり、当然にこの基本原則をパンディットによる意見具申についても求めたものと思われる。

さてこうしてまず、ヒンドゥー社会に固有のかつ社会全体に共通の権威ある法典が求められ、結果として、ダルマシャストラとりわけパンディット達が最も敬意を表しその権威を承認するスムリティに白羽の矢が立てられた。

2) Warren Hastings Plan の最初の挫折

—スムリティの放棄と 1799 年ボンベイ管区における慣習による法判断の採用—

スムリティの法の下に、イギリス人司法官は当該紛争の主要点について固有のヒンドゥー法に基づく判断を補佐役のパンディットに求め、パンディットの意見に依拠しながら裁定を下した。しかしスムリティ規則が実際に提訴された紛争を解決するための実定法としての役割を殆んど果たさないことを知るのに時間を要しなかった。スムリティの規則が必ずしも多元的で相互に異質な部分社会に共通に順守されているものでなく、またパンディットたちの間で同一に理解されていないことの発見であった。

こうした問題点から、1799 年 Presidency Town の一つであるボンベイ管区において、当該紛争を解決する慣習があればダルマシャストラ規則を排除して慣習を適用するという決定がなされた。しかし、多元的で細分化された部分社会における慣習の多様さは法判断に適用すべき最も妥当な慣習を特定することをきわめて困難にした。

3) ダルマシャストラへの回帰

—スムリティに代わる解釈書（注釈書・ニバンダ）の採用—

こうしてイギリス司法当局をして再びダルマシャストラに回帰させることとなった。しかし今度は、スムリティに依拠するのではなく、当該の地域において作成され権威が認められているスムリティの解釈書すなわちダルマシャストラの最新層に属する注釈書とニバンダを用いることとなった。確かに、こうした解釈書はインド各地において作成されていることが確認でき、かつ異なる地域の間での解釈書相互の間に明確な意見、解釈の違いもまた確認される。このことは解釈書の解釈はそれぞれの地域において確立されている法ないし慣習の成文化に他ならないことをほとんど先入的に確信させた⁵。

この時期の司法制度の整備に最も大きな貢献をしたのは H.T.Colebrook である。Colebrook はこうした背景のもとに、相続法に関して、インド各地域において権威を認められているとされる解釈書の整理分類を試みた。これが有名な Hindu Law School である。それは次のようである。

Mitākṣarā School	{	South India	{	Smṛiticandrikā
				Vivādacintāmani
	{	Mithila	{	Vivādaratnākara
				Vivādacandra
{	Benares	{	Vīramitorodaya	
			Vivādatāndava	
	Marahatta (Mahārāṣṭra)		Viyavahāramayūkha	
Dāyabhāga School	{	Bengal		Dāyabhāga

H.T.Colebrooke, "Two Treatises on the Hindu Law of Inheritance (Dayabhaga and Mitaksara)", Madras, 1810, pp.iii-iv

一方、この時期においても vyavasthā 方式は継続された。すなわち、前代と同様にイギリス人司法官が補佐役であるダルマシャーストラに精通するパンディットに主要点について問い、パンディットが提示する意見 (vyavasthā) に基づいて裁定を下す方式である。こうして解釈書に基づく膨大な vyavasthā が積み上げられていった。

4) vyavasthā 方式問題点の未解決

さて、上で、Warren Hastings Plan の導入による最初期の司法において、スムリティが採用されパンディットの意見に基づく vyavasthā 方式が取り入れられたが、スムリティが実定法とは程遠いこと、またパンディットの意見が一定同一でないという欠点を持っており、このため一時期、ダルマシャーストラを離れ慣習を法根拠とする動きとなったことを述べた。

それでは再出発したこの時期、果たして前代の欠点は克服されたのであろうか。Colebrook は次のような基本姿勢を取った。

① 解釈書は当該地域・社会において実効性のある実定法である

② その上で法適用に際しては各解釈書の解釈ドクトリンを支える根拠と議論を明確にすること

①については、上述したように、解釈書が各地域において作成され、地域間において解釈の相違が認められ、解釈書は当該地域の法ないし慣習の成文化であるとみなされたことが根拠であった。だが、果たして解釈書はそもそもが実際の紛争解決のために作成された実定法なのであろうか。Colebrook が相続法に基づいて分類したように、インド各地において作成された解釈書相互に意見の対立がみられるという事実は、解釈がそれぞれの地域の実態、慣習の表現なのであろうか。また②については、Colebrook は解釈書の解釈ドクトリンを支える根拠をパンディットの意見に求めたが、パンディットが提示する根拠は同じように各地域の実態、慣習の表現なのであろうか。

5) vyavasthā 方式の挫折そして廃止

ヒンドゥー法の整備は果敢に試みられてきたが結局はダルマシャーストラを実定法とし、パンディットに主要意見を提示させるという vyavasthā 方式は、その問題点を克服できず挫折する。インドが正式に大英帝国の一部とされた後、1864年に vyavasthā 方式は廃止され高等裁判所の設立となり、ダルマ

シャーストラとパンディットは法廷から姿を消し、以後は、イギリス人による地域慣習を決定する動きが主となった。

2. 近古ヒンドゥー法典（注釈書・ダルマニバンダ）の性格（その一端）

—あらためて解釈書の性格を確認する—

ダルマ・シャーストラとパンディットによる vyavasthā 方式は結局その問題を解決することができずに挫折する。その理由は、上述したように、一般には、判事の質問に対するパンディットの vyavasthā の不一致であり、それがパンディットの腐敗にあるとみなされた。パンディットの腐敗は確かに事実として報告されている。しかしそれが vyavasthā 方式の主たる挫折原因であろうか。また、解釈書自体、真に実定法として意図され、解釈根拠は本質的に当該ヒンドゥー社会の実態を意識してのものであったのだろうか。

さて、Colebrook は解釈者の解釈に対する基本姿勢また解釈根拠を補佐役として任命されたパンディットの意見に求めたが、しかし結局は挫折した。以下においては、解釈書の解釈の基本姿勢そして解釈根拠について解釈書自体の中に探ることにしたい。このことは解釈書が本質的にどのようなものとして成立っていたのかについても示唆する。そしてそのことを通して、解釈書が必ずしも実定法を意図して作成されたとは言えないこと、そしてまたイギリス司法からすれば、同一案件同一裁定の原理と乖離するパンディットたちの vyavasthā が、基本的に、実はダルマシャーストラ解釈についての歴史的かつ伝統的な手法—それは本質的に個人的—に則っているからであり、結局そのこと自体を当時のイギリス司法が気付かなかったことが Warren Hastings Plan の挫折に繋がったということに注目したい。

1) 解釈書の概要

まず、簡単に、解釈書についての説明をすることにしたい。ダルマシャーストラは三期に分けられる。第一期は紀元前6世紀前後に遡るダルマーストラの時代であり、第二期は紀元前後に作成されたマヌ法典を初めとするスムリティの時代である。このスムリティは時代の中で聖典視されるようになり、およそ6世紀以降は前代のもの、特に特定のスムリティの注釈書が作成され、12世紀以降はもっぱらダルマーストラ、スムリティ規程を網羅しそこから統一的な解釈すなわち統一的なダルマは何かを提示しようとするニバンダの時代になる。これが第三期でありそのままイギリス統治下のインドに継承されていく。本報告においては Colebrook の時代において主要な法として採用された第三期の解釈書、特に最も利用されたニバンダを取上げることにしたい。

ニバンダは、依拠したスムリティが倫理道徳に関する規定 (ācāra)、司法規程 (vyavahāra) そして罪の除去に関する規定 (prāyaścitta) という三つの主題から成立っていたことから、これらのすべてを網羅するものと各主題に特化して編纂されるものとに分かれるが、イギリス統治下の司法においては三つの主題のうちの司法を取り扱うものに焦点が当てられたのは言うまでもない。

それでははたして、インド各地で編纂された解釈書は、イギリス司法官がみなしたように本来的に実際の裁きの場で用いられることを目的として作成され、与えられた解釈は多様・多面的な地域社会全体に共通の法ないし慣習を映し出すものなのであろうか。解釈者たちは実際に解釈の役割をどのように考え、そして Colebrook が求めたように、どのような根拠に基づいて彼らの解釈を導いたのであろうか。解釈書自体の中にそのヒントを探ることにしたい。

ただし、解釈者たちの殆んどは、解釈の根拠あるいは解釈書の目的・解釈の意義について必ずしも明

快な言辞を与えない。しかしいくつかの解釈書には解釈をどのように位置づけようとしたか、解釈をどのような根拠の下に導き出そうとしたかが窺え、ある程度推測できるのではないか。まずこのことから見ていくことにしたい。

2) 解釈者たちの解釈の基本姿勢

(1) 解釈者の基本姿勢—ekavākyatā—

解釈者たちの基本姿勢としてまず挙げられるのは ekavākyatā である。注釈書・ニバンダの時代はスムリティの神聖性は疑いのないものとなっており、解釈者たちにとっては、すべてのスムリティは同一の永遠の法を表現するもの、すなわち ekavākyatā であって、解釈者たちの役割はその同一にして永遠の法を具体的に提示することで、神聖なるスムリティの忠実な解説以外のなにものでもないとする姿勢である。

解釈者たちはこの基本原理に基づき、同一主題に関係するスムリティ規程を網羅し、さまざまな解釈書を動員しながら統一的永遠の法を提示しようとする。

この姿勢について Smṛticandrikā は次のように言う。

「Smṛticandrikā は、すべての世界の幸福を願って書かれるものである。本書において、私は自分の意志によるいかなる事柄をも書かない。スムリティの規則が述べるすべてが書かれることになろう。それゆえに人々は心配なく本書を手にするがよい。」

(Smṛticandrikā Saṃskāra-kāṇḍa, Mysore edn. p.1)

この立場を打ち出すのはとりわけ初期の解釈者たちで、かつダルマの全主題（倫理道徳 ācāra・司法 vyavahāra・罪の除去 prāyaścitta）を取上げる解釈書に顕著である⁶。

我々はすでにここに、イギリス司法側がダルマシャーストラを実定法とみなしたことと相いれない解釈書の姿勢を観るであろう。

(2) 解釈者の基本的姿勢—実際の法廷での活用を意識

次に見てとれる態度は、ekavākyatā の立場を保持しながらも実際の法廷での活用を意識するものである。これは司法 vyavahāra を特定主題として編纂される解釈書に見られる。

Sarasvatīvirāsa は次のように言う。

「規程に従って設けられた裁きの広間において、裁判者、裁判長、大臣、宮廷祭官、占星術師等々は、（審判に際して）ヴィジュニャーナ・ヨーギー、パールチ、アパラルカ、メダーティティ、アサハーヤあるいは（スムリティ）チャンドリカー等々の多数の書物を参照し、それらの中に一つの統一的な意見を探索する。実にこの苦痛をなくすため、スムリティ全体の施策に匹敵する深みを持ち、かつ大部にならない著作を起草するものである。」(Sarasvatīvilāsa, Mysore edn. pp.11-12)

ここには実際の法廷において、提訴された紛争を解決するための裁判規範を確立することが強く意識されている。しかしなお、多様なダルマシャーストラを基にそこに一つの統一的な法を導き出そうとする ekavākyatā の原理を貫こうとする姿勢が踏襲されている。これと同様の立場をとるものとして、Vyavahāramayūkha, Vyavahāraprakāśa, Vyavahāranirṇaya がある。

確かに、それぞれの主題について、実際の法廷を強く意識し、最も妥当な解釈を提示し統一的な規範

を確立しようとしたことが知られる。この点で、英領インドの Mufussil において、解釈書が実定法として実際の紛争解決のために利用されたのはあながち見当はずれとも言えないかもしれない。

しかしこの場合の問題点は、はたしてこれらの解釈書が、ヒンドゥー社会において実定法として裁き場で用いられたのか否か、また用いられたとして多元社会のすべてに共通に用いられたのかあるいは極めて限定された紛争にしか適用されなかったのか、これを知ることはできないことである。さらにもう一つは、今挙げた解釈書においてこれこそ唯一の法であるとして導き出された解釈自体が、何を材料として、何を根拠として打ち出されたかを我々は知るすべがないということである。結局 Colebrook は、解釈意見を出すパンディットにその根拠を委ねるしかなかったと言える。そして注目すべきは、この Sarasvativirāsa の言葉こそイギリス人判事の補佐役としてのパンディットが意見具申に際して採った態度そのものであることを我々は知るであろう。

(3) 解釈者の基本的姿勢—シシュタ・アーチャーラを解釈根拠とする

一方、確かに、解釈根拠を明示する解釈書がある。そこにおいて見られるのは、解釈をヴェーダに精通し徳高く人々の尊敬を集めているシシュタの間で承認され実行されている慣習（シシュタ・アーチャーラ）に一致させようとするものである。

①好例は Manu (9.210) に対する Vyavahāramayūkha の解釈である。

「(一度財産) 分配をして (別居した後、再び) 共同生活している場合、(次の) 財産分配は平等であるべし。長子権はない。」(Mn.9.210)

これは財産分配をして分家した兄弟たちが再度合同家族に集合した後に生じるであろう財産分配に関する規定である。これに対して Vyavahāramayūkha は、ここに言われる「長子権はない」に実定法としての意味はなく、単なるアルタヴァーダであって、分配の無条件の平等を強調しているに他ならないとし、絶対的な平等分配を主張する解釈を採用し、その根拠を次のように述べる。

「(シシュタたちによって実行されている) アーチャーラもまたこの通りである。それゆえに (マヌの) 規程は (太古以来の) アーチャーラに基づいていると考えられ、それに矛盾するヴェーダのテキストを想定するのは正しくない。」

(Vyavahāramayūkha, Mysore edn. p.146)

②また Smṛticandrikā は南インドにおいて慣習として実行されている母方の叔父の娘との結婚をシシュタ・アーチャーラを根拠として次のように正当化する。

「母方の叔父の娘との結婚はヴェーダのテキストからも認められている。さらに、私たちはアーチャーラからも理解する。つまり、南インドにおける3ヴェーダに精通しかつヴェーダの意味する事柄を実行しているシシュタたちは、まさしく母方の叔父の娘との結婚を実行している。そしてアーチャーラが (ダルマの) 標識であることはマヌスムリティによって述べられている。・・・」

(Smṛticandrikā, Saṃskārikānda, Mysore edn. p.197)

そしてこの同一主題に対して、Parāśaramādhaviya, Nṛsimhaprasāda もまたこれと同じ解釈を採る⁷。

③また Mitākṣarā は相続法について次のように言う。

「一般に、この (相続に関する) 章において取り扱われる規則は、世間において確立されている事柄の反復にすぎない」(Mitākṣarā ad Y.II.119)

ここに見られる「世間において確立されている事柄」について特に説明が加えられるわけではないが、そのこと自体、Mitākṣarā はダルマシャーストラの伝統を自然に受け入れているとみなして差し支えなく、「世間において確立されている事柄」とはシシュタ・アーチャーラを意味するとみなしてよい⁸。

④そして次の Vyavahāramayūkha の姿勢は司法 (vyavahāra) に関するニバンダの一般的な基本姿

勢を示しているようである。

「ヴィヤヴァハーラに関する論書は、文法学の場合と同様、一般にシシュタによって承認されている慣習に立脚しているがゆえに……」

(Vyavahāramayūkha, Mysore edn. p.146),

以上のように、ニバンダ作者ないし編者達はその解釈根拠をシシュタたちの慣習すなわちシシュタ・アーチャーラに求める姿勢が強く現れる。しかしここで留意せねばならないのは、解釈を一致させようとするシシュタの慣習は決して地域の多様な部分社会のすべてに共有されている慣習とは言えず、あくまでもヴァルナ体制社会の最上層のブラーフmana層のさらに最上位に位置するエリート層シシュタの間で承認されている慣習であるということである。そしてあるいはこのシシュタたちの慣習こそは現実に順守され実行されていた地域全体の慣習なのではないかという見方も成り立つかもしれない。しかし残念ながらこれを裏付ける証拠がない。一方はっきりしているのは、このニバンダの姿勢は、ダルマシャーストラ編纂の第一期を飾る最初期のダルマーストラの編者たち以来継承されてきているそれと一致するということである⁹。シシュタの慣習という概念はダルマーストラの時代以来、それ以外の多様な、多元的な社会のそれぞれにおいて成立している慣習と明確に区別されてきたことは間違いない。

4) 解釈者たちの基本姿勢

—碑文等から知られる慣習と解釈の対立—

さて、上述のように解釈者たちの解釈根拠はヴェーダに精通し徳あり人々の間で尊敬を集めているシシュタたちの間の慣習に求めるというのが一般則であったが、これが実際の慣習とどのような関係にあったのかは不明である。それも多元的な部分社会を想定する場合はなおさらである。しかしそうした中で、シシュタ・アーチャーラが、明らかに、碑文等から知られる実際の慣習・規則と明白に対立しているケースがみられる。

その顕著な例は利息の利率に関して見られる。

例えば、Gautama Dharma Sūtra (12.29) において利息は月 1.25% と定められるが、この数字は以後、スムリティの時代を経て解釈の時代においても保持され続ける¹⁰。

これに対して、南インドの碑文等から知られる利率は次のようである¹¹。

- ① 905 ~ 992 年の碑文・・・年利 12.5% (1 例)、15% (3 例)、24% (1 例)、40% (1 例)
- ② 1004 ~ 1098 年の碑文・・・8% (1 例)、12.5% (大多数)、16.6% (1 例)、25% (2 例)、35% (1 例)、45% (1 例)

等々

ここには解釈者たちが保持する利率の数字と決定的に異なる利率が慣習上適用されていた事がわかる。解釈者たちはこのずれに対して何らの言辞も与えない。彼らの保持する数字がブラーフmanaの最上位層の慣習として保持されていたのか、あるいは流動的な商慣習には敢えて介入する必要を感じず、古来のダルマの規範を提示することにとどめていたことが判る。

またさらに、慣習とダルマシャーストラとの対立は、とりわけ婚姻および相続において顕著のようである。ダルマシャーストラにおいて一貫して禁止されている一妻多夫、離婚もしくは婚姻の破棄、寡婦再婚その他相続に関する禁止事項が、実際には慣習として実行されていたことが報告されている¹²。

婚姻や相続は多元社会のそれぞれにおいて慣習として成立していたのであり、解釈者たちは、ダルマーストラおよびスムリティによって示された慣習に対する態度をそのまま継承していたと考えられる。

3. 近古ヒンドゥー法典の性格の一端—まとめ

- ① 解釈者たちは、彼らの時代すでに神聖視されていた古来のダルマーストラやスムリティ、とりわけスムリティを網羅し、一方それらの解説書たらんとする注釈書やダルマニバンダを動員して神聖化されたダルマの書の行動規範に対し最も適切妥当な統一的解釈—永遠の法—を明らかにするという *ekavākyatā* の原理原則を貫く。
- ② しかしそれらの解釈すなわちそれぞれの主題に対していかに対応し、いかような解釈を下すかということになると、その仕方は多様であり、決定的かつ共通、統一的な原理原則はなかった。
- ③ 解釈者たちに唯一共通の姿勢は、古来のアーパスタンバ、マヌあるいはナーラダが述べるように、本質的にはダルマはヴェーダに精通するシシュタたちの間に継承されてきた行動規範をあるべき本来の共通普遍の行動規範であるとする原則を継承したこと、一方、ダルマシャーストラあるいは解説書から離れたところで、多元的な部分社会のそれぞれに伝わる慣習はそれとして尊重する、但しいかにしても容認しがたい場合はこれを否定するという古来の伝統的立場を堅持したことである。
- ④ その結果として、イギリス司法下のパンディットたちは、当該時代のシシュタたちの実行する慣習を解釈根拠としたり、商慣習に見られるように実際の慣習に不介入の立場を採ったり、あるいは婚姻や相続に関して見られるように容認しがたいものについては拒否した。
- ⑤ *vyavasthā* 方式の挫折 (1864 年廃止) はパンディットたちの法解釈が同一紛争についてすら異なるものであったり、またその一因として賄賂授受等の腐敗・不正がやり玉にあげられたり、あるいは判例が膨大なものになったためとされたりしたが、根本的には、解説書が、実際の法廷において、当該地域における多様・多元的な社会の全体に適用されることを意図して編纂されたものではなく、かつ、補佐役となったパンディットたちにも自らの役割はあくまでもダルマシャーストラの解釈であるという伝統的な共通認識があり、しかも、その解釈においても彼らは上記のような伝統的な解釈法を基本とし、多様にして多元的な社会全体を視野に入れた実定法的解釈を意識することはなかった。このことが実際の紛争解決とイギリス人司法官ないしイギリス司法制度と合わなかったということができよう。
- ⑥ *Mufussil* の法廷における *vyavasthā* 方式は、ダルマシャーストラがヒンドゥー社会における実定法として設定され、ダルマシャーストラの“ドクトリン”を支える根拠・議論をパンディットに委ねたその時にすでに挫折・廃止の運命を背負っていたと言えるのではなからうか。
- ⑦ *vyavasthā* 方式の廃止後、司法の場におけるダルマシャーストラとパンディット補佐官が司法の表舞台から消え、イギリス人行政官による地域慣習法を固定させる動きが始まったのは極めて自然の流れであった。

ダルマシャーストラと実際社会との乖離そして共存は、実は、少なくともダルマーストラの時代から意識されてきたことである。ダルマーストラに見られるのは正統アリアンの正統世界の確立への志向であるが、その際にとられたいわば政策は、正統アリアンを中核とする正統的な世界の確立を図る一方において、それと異質なものを無視することなく、異質なものと共生を図ることであり、そのための装置を造ることであった。その伝統的姿勢、考え方はイギリス統治下のインドのダルマシャーストラに連綿として継承されてきたと言える。

そしてこの基本姿勢について当時のイギリス行政官たちは気づかなかつた。

* 本稿はすでに発表されている渡瀬の次の論文に基づいている。「近古ヒンドゥー法典の性格」(『文明』、22号、1978年、pp.59-75) ; 「ヒンドゥー法成立の一断面」(『東海大学文学部紀要』39、1983年、pp.61-70)

- 1 Cf. J.Duncan M. Derrett, *Religion, Law and the State in India*, London, 1968, pp.231-232
- 2 この Plan の概要については、cf. Derrett, *ibid.*, p.232; M.P.Jain, *Outlines of Indian Legal History*, 2nd edn., Bombay, 1966, pp.89-92
- 3 Cf. M.P.Jain, *op.cit.*, pp.184-185
- 4 このことについては、Derrett, *op.cit.*, p.289
- 5 こうした状況については、L.Rocher, "Schools of Hindu Law" *India Maior*, J.Gonda Felicitation Volume, Leiden, 1972, pp.170-171
- 6 J.Duncan M.Derrett, *Dharmaśāstra and Juridical Literature*, *A History of Indian Literature*, Vol IV, Part 1, 1973, p.48
- 7 See P.V.Kane, *History of Dharmaśāstra*, Vol.II, pp.458ff; R.Lingat, *Les sources du droit dans le système traditionnel de l'Inde*, Paris et Haye, 1967, pp.189-191
- 8 Mitākṣarā は冒頭において自らの役割は聖典化していた Yājñavalkya Smṛti の解説以外の何ものでないことを表明する基本姿勢からも古来継承されてきているとみなされるシシュタ・アーチャーラを重視する態度がうかがえる。Mitākṣarā (Nirnaya Sagar Press) p.1, ll, 4-5
- 9 ダルマーストラ編者におけるシシュタの慣習に対する対応については cf. 渡瀬信之「Dharma の成立—dharmajña-samaya—」『インド学仏教学研究』Vol.27, 1978, pp.417-421
- 10 例えば、cf. Manu Smṛti.8.140; Yājñavalkya Smṛti 2.37, NS1.99; Brhaspati Smṛti (Aiyangar ed.) 10.22 そして解釈書についてはこれらのスムリティが引用される Dharmakośa, vyavahārakānda, Vol.1, Part II の該当場所を参照。
- 11 Heramba Nath Chatterjee, *The Law of Debt in Ancient India*, Calcutta, 1971, pp.69-74
- 12 これらについては、cf. J.Duncan M.Derrett, *Religion, Law and the State in India*, London, 1968, pp.206-221

RINDAS 伝統思想シリーズは、人間文化研究機構現代インド地域研究推進事業の出版物です。

人間文化研究機構 (NIHU) <http://www.nihu.jp/sougou/areastudies/index.html>

NIHU プログラム現代インド地域研究 (INDAS) <http://www.indas.asafas.kyoto-u.ac.jp/>

龍谷大学現代インド研究センター (RINDAS) <http://rindas.ryukoku.ac.jp/>

RINDAS 伝統思想シリーズ 6

イギリス統治下におけるヒन्दゥー法整備と問題の所在

——近古ヒन्दゥー法典に見られる法解釈の基本姿勢——

渡瀬 信之

2011 年 3 月 1 日発行 非売品

発行 龍谷大学現代インド研究センター

〒 600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町 125-1

龍谷大学白亜館 3 階

TEL : 075-343-3809 FAX : 075-343-3810

<http://rindas.ryukoku.ac.jp/>

印刷 株式会社 田中プリント

〒 600-8047 京都市下京区松原通麴屋町東入石不動之町 677-2

TEL : 075-343-0006

ISBN 978-4-903625-46-1

ISBN 978-4-903625-46-1